

岩手県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局南三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 釜石山田道路（釜石ジャンクションから釜石両石インターチェンジまで）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和2年3月6日から同年9月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 地図情報レベル500数値地形図データ作成
- 2（1） 公共測量を実施する地域 三陸縦貫自動車道路（大槌インターチェンジから山田南インターチェンジまで）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和2年3月7日から同年9月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 地図情報レベル500数値地形図データ作成